

診療報酬改定に伴うお知らせとのご協力をお願い

生活習慣病の患者さまが年々増加の一途をたどる昨今、その対策の一環として厚生労働省は2024年6月1日以降に診療報酬の改定を行うことを決定いたしました。

『特定疾患療養管理料』



『生活習慣病管理料』

へ移行

高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者さまで、『特定疾患療養管理料』を算定されていた方は、個人に応じた療養計画に基づいた専門的・総合的な治療管理を目的に、

『生活習慣病管理料』へ移行となります。

患者さまの状態に応じ、医師の判断のもと、28日以上
の長期の投薬を行います。

この改定によって、患者さまには個々に応じた目標設定
(血圧や体重、食事、運動に関する指導内容、検査結果
等)を記載した

『療養計画書』へ署名をいただく必要がありますので、
ご協力のほどよろしくお願いいたします。

 綾瀬消化器内科クリニック

院長 中島貴之